

滑川町告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第236回滑川町議会臨時会を招集する。

令和5年4月25日

滑川町長 大塚 信一

記

- 1 招集日時 令和5年5月9日 午前10時
- 2 招集場所 滑川町議場
- 3 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）
  - (2) 専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - (3) 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

## 令和5年第236回滑川町議会臨時会

令和5年5月9日（火曜日）

### 議 事 日 程 （第1号）

臨時議長の紹介

開会及び開議の宣告

町長挨拶

- 1 仮議席の指定
- 2 議長の選挙
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 副議長の選挙
- 7 議席の一部変更
- 8 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任並びに正副委員長の選任
- 9 比企広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 10 小川地区衛生組合議会議員の選挙
- 11 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）
- 12 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 13 議案第38号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第39号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について

日程の追加

- 15 発議第 3号 滑川町議会広報発行対策特別委員会設置に関する決議（案）の提出について
- 16 滑川町議会広報発行対策特別委員会委員の選任並びに正副委員長の選任
- 17 議案第40号 滑川町監査委員の選任について（議会選出）
- 18 閉会中の継続審査の申し出について（議会広報発行対策特別委員会）
- 19 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

---

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	大熊緩子

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

おはようございます。事務局長の岩附です。

本臨時会は、一般選挙後、初の議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、松本幾雄議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

松本幾雄議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○臨時議長（松本幾雄議員） おはようございます。ただいま紹介をいただきました松本幾雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

---

○臨時議長（松本幾雄議員） お諮りします。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の栄誉を受けた仲間たちであります。同じ町に住みながら初対面の方もあると思います。ここで、氏名の自己紹介をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（松本幾雄議員） 異議なしと認めます。自己紹介をお願いします。

それでは、議席の1番から順に自席で氏名の自己紹介をお願いします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（松本幾雄議員） どうもありがとうございました。

続きまして、執行部側と議会事務局の順に自己紹介をお願いします。

初めに、大塚町長よりお願いいたします。

〔執行部、議会事務局自己紹介〕

○臨時議長（松本幾雄議員） ありがとうございました。自己紹介を終わります。

---

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（松本幾雄議員） ただいまから、第236回滑川町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎町長挨拶

○臨時議長（松本幾雄議員） 本日は初議会でありますので、開会に当たり、大塚町長からご挨拶があります。

大塚町長、よろしくお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。臨時議長のお許しをいただきましたので、新しく選ばれた議員各位をお迎えし、町長として謹んで開会のご挨拶と本臨時会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

本日は、第236回滑川町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には統一地方選挙後であり、また連休明けの何かとお忙しい中をご健勝にて初議会にご参加を賜りまして開会できますことに、心より御礼を申し上げます。

去る4月23日に執行されました町議会議員一般選挙において、町民の皆様の期待を担われまして、見事ご当選の栄を得られましたことに、衷心よりお祝いを申し上げます。

さて、私が申し上げるまでもなく、議員各位は町民の代表者、代弁者であり、議会は町執行機関の監視機能の役割を持つ議決機関であります。立場こそ異なれども、町のため、町民のためと、目指すところは同じであろうと思います。今後4年間、優れた識見と手腕を発揮され、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。

私も町民の皆様の負託に応え、「この町に住んでよかった。生まれてよかった」と感じていただけるよう全力で取り組む覚悟でございます。何とぞ温かいご理解をいただき、町民福祉の向上と町勢発展のために格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、臨時議会に付議する議案の説明を申し上げます。議案第36号及び議案第37号の専決処分の承認を求めることについては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法令が公布されたことに伴い、同日に滑川町税条例の一部を改正する条例及び滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

議案第38号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、個人番号所有者の利用者証明用電子証明書のスマートフォン搭載開始に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第39号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に1億6,680万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ70億9,880万7,000円とするものでございます。歳出については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付に伴う福祉事業実施費用の増額が主なものでございます。

以上、4議案を提出し、議案の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明を申し上げます。

慎重審議を賜り、原案どおり可決決定をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございます

が、臨時議会開会の挨拶と議案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（松本幾雄議員） ありがとうございました。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（松本幾雄議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、議員控室において抽せんの結果、ただいまご着席の議席とします。

次に、議長選挙を行うわけですが、ここで暫時休憩として、議長選出の方法についてご協議をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時14分）

---

再 開 （午前10時20分）

○臨時議長（松本幾雄議員） 再開します。

---

◎議長の選挙

○臨時議長（松本幾雄議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。お願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（松本幾雄議員） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井上章議員、上野葉月議員、吉野正浩議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（松本幾雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（松本幾雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（松本幾雄議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（松本幾雄議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（松本幾雄議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

先ほど立会人に指名された井上章議員、上野葉月議員、吉野正浩議員、開票の立会いを願います。

〔開票〕

○臨時議長（松本幾雄議員） 選挙結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち

吉野正浩議員 14票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、吉野正浩議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（松本幾雄議員） ただいま議長に当選された吉野正浩議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

#### ◎議長就任の挨拶

○臨時議長（松本幾雄議員） ここで、議長に当選されました吉野正浩議員に当選承諾及び挨拶をお願いします。

〔議長 吉野正浩議員登壇〕

○議長（吉野正浩議員） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま滑川町議会第44代議長に就任いたしました。私自身、身に余る光栄であり、心から感謝申し上げるとともに、その職責に身の引き締まる思いがあります。私は、公正に円滑な議会運営に取り組むとともに、滑川町議会基本条例の崇高な理念と目的を達成することに努めていく所存でございます。

我が国の地方自治制度では、住民が首長と議会議員をそれぞれ選ぶ二元代表制を取っており、車の両輪とも例えられています。議会と執行部は共に切磋琢磨して、しっかりとした議論を重ね、住民のための施策を実践していくことが明日の住民福祉の向上につながるものと確信しております。本町におきましても、依然として厳しい財政状況ではありますが、住民の負託に応えられるよう創

意工夫と努力により頑張っている所存でございます。議員の皆様方の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（松本幾雄議員） ありがとうございます。

以上で臨時議長の職務は全て終了いたしました。議員各位のご協力に対し感謝申し上げ、臨時議長の職を解かせていただきます。大変ありがとうございました。

それでは、吉野正浩議長、議長席にお着き願います。

〔議長、議長席に着く〕

○議長（吉野正浩議員） 議長席に着かせていただきました。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。

---

#### ◎議席の指定

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議席の指定を行います。

まず、議席指定の前に議席の協議を行いたいと思います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時35分）

---

再 開 （午前10時36分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

ただいま議席の協議をしました。慣例によりまして、仮議席を本議席とします。

また、慣例によりまして、正副議長の議席を指定します。1番の議席を副議長とし、15番の議席を議長としますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

それでは、議席の指定を行います。この後、事務局長に朗読させますが、15番の議席の方は、朗読した番号の議席へお着きをお願いいたします。1番の議席に当たっては、副議長が決定したならば、議席を交代していただきたいと思います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長、朗読願います。

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 （午前10時37分）

---

再 開 (午前10時38分)

○議長(吉野正浩議員) では、再開します。

朗読をお願いします。

[事務局長朗読]

○議長(吉野正浩議員) ただいま朗読のとおり、議長において議席を指定しました。

各議席にお着きをお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉野正浩議員) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

1番 井上章 議員

2番 上野葉月 議員

3番 瀬上邦久 議員

以上の3名をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長(吉野正浩議員) 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(吉野正浩議員) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、副議長の選挙に入る前に暫時休憩しまして、選出方法について協議をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時40分)

---

再 開 (午前10時45分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

---

◎副議長の選挙

○議長(吉野正浩議員) 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉野正浩議員） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、阿部弘明議員、6番、西宮俊明議員、7番、北堀一廣議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉野正浩議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉野正浩議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（吉野正浩議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した阿部弘明議員、西宮俊明議員、北堀一廣議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（吉野正浩議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票です。

有効投票のうち

松本幾雄議員 12票

阿部弘明議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、松本幾雄議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（吉野正浩議員） ただいま副議長に当選されました松本幾雄議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。
- 

◎副議長就任の挨拶

- 議長（吉野正浩議員） ここで、副議長に当選されました松本幾雄議員から当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

松本幾雄議員、お願いいたします。

〔副議長 松本幾雄議員登壇〕

- 副議長（松本幾雄議員） 副議長に当選しました松本でございます。今後ともよろしく申し上げます。

副議長という職にあり、それで議長を補佐し、住民との絆をもう少しメリットをよくして、これからも住民と議員とのパイプをより強く持って副議長として頑張っていきたいと思っております。議員の皆さん、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（吉野正浩議員） ありがとうございました。

以上で副議長の選挙を終わります。

---

◎議席の一部変更

- 議長（吉野正浩議員） 日程第7、議席の一部変更を行います。

ただいまの副議長の選挙に伴い、先ほど申し上げましたとおり議席の一部変更を行います。

1番を副議長の議席としたいと思います。

ただいま副議長に当選されました松本幾雄議員は1番の議席に、1番の井上章議員は14番の議席をお願いいたします。

次に、各委員会の委員の選任ですが、選任の方法につきましてご協議をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時58分）

---

再 開 （午後 1時00分）

- 議長（吉野正浩議員） 再開します。
- 

◎常任委員及び議会運営委員の選任並びに正副委員長長の選任

- 議長（吉野正浩議員） 日程第8、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任並びに正副委員長長の選任を議題とします。

お諮りします。この委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。また、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

それでは、委員会構成が決まりましたので、事務局長に朗読願います。

○議会事務局長（岩附利昭） 事務局長、朗読いたします。

総務経済建設常任委員会委員、北堀一廣議員、瀬上邦久議員、阿部弘明議員、内田敏雄議員、赤沼正副議員、原徹議員、吉野正浩議員、以上です。

続きまして、文教厚生常任委員会委員、上野葉月議員、小澤実議員、井上章議員、西宮俊明議員、谷嶋稔議員、中西文寿議員、松本幾雄議員、以上です。

続きまして、議会運営委員会委員、北堀一廣議員、瀬上邦久議員、内田敏雄議員、小澤実議員、西宮俊明議員、井上章議員、松本幾雄議員、以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） ただいま事務局長から朗読をしましたが、このとおりに指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

次に、各委員会におきまして、互選により正副委員長の選任が決まりましたので、これも事務局長に朗読願います。

○議会事務局長（岩附利昭） それでは、事務局長、朗読いたします。

総務経済建設常任委員会委員長、内田敏雄議員。同副委員長、原徹議員。

続きまして、文教厚生常任委員会委員長、小澤実議員。同副委員長、井上章議員。

続いて、議会運営委員会委員長、瀬上邦久議員。同副委員長、西宮俊明議員。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） ただいま事務局長が朗読したとおり、各委員会の正副委員長の選任の結果報告とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎各組合議会議員の選挙

○議長（吉野正浩議員） 次に、一部事務組合議会議員の選挙ということですが、お諮りします。

日程第9、比企広域市町村圏組合議会議員の選挙、日程第10、小川地区衛生組合議会議員の選挙を一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、この際、一部事務組合議会議員の選挙2件を一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。比企広域市町村圏組合議会議員の選出、小川地区衛生組合議会議員の選出は各2名であります。

選挙の方法については、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

この際、議長より指名します。

比企広域市町村圏組合議会議員には、総務経済建設常任委員会委員長、内田敏雄議員と議長の吉野正浩の2名を指名します。

小川地区衛生組合議会議員には、文教厚生常任委員会委員長、小澤実議員と議長の吉野正浩の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4名の方を各一部事務組合の議会議員の当選者と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員には、内田敏雄議員と議長の吉野正浩の2名が当選されました。

小川地区衛生組合の議会議員には、小澤実議員と議長の吉野正浩の2名が当選されました。

この際、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 続きまして、日程第11、議案第36号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第36号 専決処分の承認を求めることについての説明を申

上げます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年3月31日に滑川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるため提案をいたします。

それでは、滑川町税条例の一部を改正する条例の内容を説明させていただきます。添付資料の滑川町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧いただきたいと思います。第34条の9第2項は、森林環境税の導入に伴う改正を行ったものでございます。

第36条の3の2は、法規定の新設に合わせて新設したもので、給与所得者の扶養親族等記載事項の簡素化と項ずれによる規定の整備を行ったものでございます。

2ページ中段の第38条から下段の第44条は、森林環境税の導入に伴う改正で、賦課徴収の方法について規定する改正を行ったものでございます。

ページ飛びまして、4ページ中段の47条から5ページ上段の47条の2、下段の47条の6は、森林環境税の導入に伴う改正を行ったものでございます。

ページ飛びまして、9ページ中段の附則第10条の2は、法律改正に合わせて項ずれの整備を行ったものでございます。

10ページ下段の附則第10条の3は、法規定の新設に合わせて新設するもので、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者の申告についてと、項ずれの整備を行ったものでございます。

1ページ飛びまして、12ページ上段の附則第10条の6は、法規定の新設に合わせて新設するもので、特例の適用を受けようとする者の申告について整備を行ったものでございます。

13ページ下段の附則第15条の2は、法律の改正に合わせて改正するもので、自動車メーカー等の不正行為により、軽自動車環境性能割の納付に不足が生じた場合、自動車メーカーが納付すべき加算額を10%から35%に引き上げる改正を行ったものでございます。

14ページ中段の附則第16条は、法律の改正に合わせて改正するもので、軽自動車の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年延長する改正を行い、また項ずれによる改正を行ったものでございます。

1ページ飛びまして、16ページ下段の附則第16条の2は、先ほど附則第15条の2で軽自動車税環境性能割の改正についてご説明させていただきましたが、同じく軽自動車税種別割においても、自動車メーカーの不正行為に起因する不足額の加算額を引き上げる改正を行ったものでございます。

以上で議案第36号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は、答弁を含め30分とします。残り時間は表示板に表示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入る。1回目には一括質疑、一括答弁または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。質問ありますか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしくお願ひいたします。

ちょっとよく理解できないのですけれども、この税条例の改正のこの法律の改正に伴うということですが、この森林環境税というのは、どういうふうにして、この文言だけではちょっとよく分からないのですが、金額とか、そういったようなものを教えてもらいたいです。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

森林環境税につきましては、令和6年から住民税に導入されるもので、均等割と同じように1,000円の税額が加算されるものでございます。今回の改正につきましては、地方税法、それから地方税施行令につきまして法律の改正があったものですから、文言についても町条例で改正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願ひます。

○5番（阿部弘明議員） 金額というのはどこで示されるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の質問にご答弁させていただきます。

金額については、税条例のほうでは記載がございませんので、上位法のほうでうたっているという形でございます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願ひます。

○5番（阿部弘明議員） 森林環境税については、森林のその環境の役割を全国民に担わせるというように出てきたというふうにするのです。これまでは国からの交付税で行われてきたものをようやく税で徴収するということになるわけなのだというふうに思います。これについては、私はそもそも税金でこれを取るのはいかがなものかというふうにするのですけれども、この間この森林環境税というか、この使い道、そしてその金額、様々ないろいろな問題があつて、要するにとても

はっきり言って、人口割で来るというようなことになるのではないかなという心配があるのですけれども、その辺の国からの示されているその環境税の要するに取り方と、それをどういうふうにして交付するかということについては分かっている範囲で教えていただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問にご答弁させていただきます。

森林環境税につきましては、均等割という形で住民の方からいただくものでございます。それに代わって、交付税という形で、森林環境交付税でしたか、それで国から町で徴収した分につきましては、そのまま町に交付されるという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そうなると、要するに人口が多いほどそれがたくさん来るという話になるのです。要するに例えば山がたくさんある地域で、人口がない地域については、それにふさわしい、要するに森林を整備しなければいけないのに、そういったようなお金が来ないということになるのです。これはいかがなものかということで、この間議論になっているはずなのです。人口が多いけれども、その要するに森林を本当に整備しなければいけないような地域は、それは来ないということになってしまうのです。そういうのがいかがなものかという話になっていて、確かに私はそもそもこの森林の面積だとか、そういったようなものに要するに交付税として交付されるべきだというふうに思うのです。そういったようなことをまたこうやって何となく森林の環境をということで整備しようというような姿勢だけはあるけれども、結局具体的にこれは実になるやり方ではないのではないかなというふうに思うのです。そんなことを思っております。

ですから、この森林環境税、今まで復興税、復興のための税金として1,000円取っていたのを、そのまま取り続けるために今度森林環境税ということになっているわけだけれども、こんなやり方で国の税制を国民がやっぱり本当に今のこの環境を整備する、そして森林が今、荒れ放題になっているということについて、整備しなければ本当に環境のためにはならないということを皆さん思っているだろうというふうに思うのです。そのために国がやはりそれ相応の交付税を払うべきだというふうに私なんかは感じますけれども、そういったようなことで、もう意見も合わせて述べさせていただきますが、以上です。よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第12、議案第37号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第37号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年3月31日に滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるため提案をいたします。

それでは、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容を説明させていただきます。主な改正内容でございますが、後期高齢者支援分における課税限度額を22万円に、軽減措置による5割軽減の所得限度額を世帯員1人につき5,000円、2割軽減の所得限度額を世帯員1人につき1万5,000円増額するものであります。

資料の滑川町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧いただきたいと思います。第2条第3項は、後期高齢者支援分における課税限度額について「20万円」から「22万円」に引き上げるものであります。

第21条につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額につき、5割軽減については「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減につきましては、「52万円」から「53万5,000円」にそれぞれ引き上げるものであります。

第22条の2項以降の改正につきましては、法律の改正に合わせ、所要の規定の整備を行ったものであります。

以上で議案第37号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどを

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、よろしくお願ひします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしくお願ひいたします。

後期高齢者支援の均等割ですよね、これ。これのことを言っているのだと思うのですが、ちょっと今、税率について均等割ということで、医療分2万6,000円、後期高齢者支援分1万2,000円、介護分が1万3,000円というふうになっていますね。その限度額が60万円、20万円、17万円と、この限度額が変わるということで、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願ひします。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問にご答弁させていただきます。

後期高齢者支援金分につきましては、均等割につきましては、変更がなく、均等割が1万2,000円でございます。課税限度額につきましては、20万円から22万円に変更でございます。それと同じように、医療分につきましては、均等割2万6,000円、課税限度額は変わらず65万円でございます。それから、介護分につきましては、均等割につきましては、変わらず1万3,000円、課税限度額につきましては、変わらず17万円でございます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願ひします。

○5番（阿部弘明議員） 22万円に引き上がるということで、これの影響というのはどのくらいの方が受けるというふうになりますか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願ひします。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問にご答弁させていただきます。

影響につきましては、後期高齢者支援限度額を引き上げることによって、41世帯が令和3年所得、令和4年度課税について、今年度課税を変更した場合には41世帯に影響があるという形でございます。影響によって増額する金額につきましては、21万9,700円ほど増額になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑をお願ひします。

○5番（阿部弘明議員） 直接そういう影響を受けられる方がいらっしゃるのですが、ちょっとこの後期高齢者支援分の引上げというのは、理由は何か分かりますか。国のこういった政策の理由。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問にご答弁させていただきます。

国保税につきましては、上の層の方を引き上げないと、全体的に引き上がるという形はありますので、上の方の階層の部分について引き上げて、全体を抑えるというような流れがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この後期高齢者支援分、いわゆる75歳以上の方の健康保険へのこの支援分という形になっているのです。これって何か物すごい違和感を感じるのです。要するにこの74歳以下の方が要するに後期高齢者の保険の部分について支援しなければいけないのだよと。ところが、高齢者の方々の支援をもっとしないと、要するにもっとお金を出さないと、この後期高齢者の医療保険がもたないというような話なのだと思うのですけれども、何か非常に違和感を感じるのです。要するにお年寄り、年を取って大変な今暮らしになったり、いろいろになっているのですけれども、それがこういうようなことで何か若い方というか、要するに分断されているような、そして支援金をたくさん出さなければお年寄りがもたないのだぐらいの話で対立させるような、そういった意図を物すごく感じるのです。こういったようなことがこれからも、今も起きていますけれども、様々なところで。もうこれで、こういう政治をやっているいいのかなというふうに本当に思います。

そういったようなことで、これは専決処分ということでやられているわけですから、あまり言いたくありませんけれども、しかし、やはり何かこの今の政治の醜さというか、ひどさというか、こんなものを本当に今感じているという意見を述べて私の質問を終わります。以上です。

ごめんなさい。さっき41世帯の金額は21万700円と言っていましたっけ。でよかったですか。すみません。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問にご答弁させていただきます。

先ほど41世帯に影響し、21万9,700円の増額ということでご答弁させていただきました。

○5番（阿部弘明議員） これは、1世帯ですか。

○税務課長（島田昌徳） 41。

○5番（阿部弘明議員） この金額は。

○税務課長（島田昌徳） 金額は全体であります。

○5番（阿部弘明議員） 全体で。

○税務課長（島田昌徳） はい。

以上、答弁とさせていただきます。

- 5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。
- 税務課長（島田昌徳） なお、概算でございますので。
- 5番（阿部弘明議員） 概算。
- 税務課長（島田昌徳） はい、よろしくお願いいたします。
- 5番（阿部弘明議員） 質問終わります。ありがとうございました。
- 議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。  
これより議案第37号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉野正浩議員） 起立多数です。  
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉野正浩議員） 日程第13、議案第38号を議題とします。  
事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

- 議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。  
會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

- 町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第38号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、個人番号カード所持者の利用者証明用電子証明書のスマートフォン搭載開始に伴い、関係する滑川町印鑑条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものです。

今回の改正内容についてですが、現在運用が始まっておりますコンビニなどのマルチコピー機を利用して、印鑑証明書の交付を受ける際に、マイナンバーカードだけでなく、同様の機能を搭載したスマートフォンなどによっても交付が可能となることへの対応となります。

改正の箇所についてご説明いたします。お手元の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第13条第3項について、右側、改正前の下線部分を左側の改正後の内容に改正いたします。

今回の改正の趣旨でありますところは、改正後の条文の中段、第3項の5行目、移動端末設備を使用してという条文を挿入した箇所となります。移動端末設備という文言がスマートフォンなどを定義した名称となっております。その他の部分については、文言や表現を整理させていただいたので、これまでとの取扱いに変更はございません。

施行日については、令和5年5月11日とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑を願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、ちょっと私、このマイナンバーカードを持っていないので、よく分からないのですが、このマイナンバーカードと同じ機能がスマートフォンの中にも入っているということなのか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらで表現しているのは、今現在ですと、カードを持っていて、そのカードでもってその本人の確認ができるという形で交付を受けられる形になっています。この機能を現在スマートフォン等にいろんなアプリが落とされる仕組みはあると思うのですが、その仕組みを使いまして、スマートフォンの中にも同じ機能を持たせることで、カードがなくてもスマートフォンをかざすことで本人確認ができて、交付ができるようになると、そういう仕組みです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ますます分からないのですが、マイナンバーは12桁の番号ですよね。それで、マイナンバーカードというのは、今、保険証になるというか、保険証としても使えるようにするというようなことで、これについては保険証、このマイナンバー、要するに個人番号ですよね。12桁の個人番号がこのマイナンバーカードの中に入っているわけではなくて、マイナンバーカードの中には、いわゆるカードの中にICチップが入っていて、そこに4桁かな、シリアルナンバーというのがあって、それが要するにこの保険証との連動するという形になっているのだという話なのですよね。私よく分からない。

それで、そういったようなことで、ところが、今度マイナンバーカードと同じ要するに機能をスマートフォンにも持たせるといふ、番号、このカードが要するにスマートフォンと同じ機能を持つという非常によく分かりづらいといふか、これで何かいろんな個人情報が取れるわけだけれども、その中でいろいろ今問題が起きていて、例えば横浜とか、足立もそうだった。要するにコンビニで住民票を取るといふ機能を持っているわけだけれども、それが誤発送、要するに別な人の住民票が出てきたといふので、今問題になっていて、それで本当に大丈夫なのかと。要するにそんな簡単な間違いを犯すようなといふのは信じられないわけだけれども、こんなことが今起きているのだけれども、それに合わせて今度スマートフォンがそうなるとか、もうどんどん、どんどんそういうのが広がっていく可能性になっているわけだけれども、本当にこれで大丈夫なこの制度なのかと、そもそも疑いを持ち始めると切りがないけれども、そんな感じはするのですけれども、ちょっと課長さんには今、こういったいろんな各地で要するに間違っただけでそういったものが発行されるとかといふようなことについて、今、富士通かなんかが何かいろいろ改善をするとかと書いていますけれども、本当にそんなので大丈夫なのかといふふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

確かに機械というものは、大分我々の生活の中あるいは役場の中にもかなりの部分、ウエートを占めて我々の仕事を後押ししていただいているのも現実でございます。ただ、その中でそれを動かすためのシステム、プログラムの作り方といふものについては、やはりどうしても専門の業者でなければできない部分があります。我々もその辺はある程度以上に信用した中で、業者を選定し、その業者のつくったソフトなり、システムを利用してやっているところでございます。我々の中では、そこにはなかなか詳しく検証する力はないものですから、やはり大事なものは、こういった事件が起きたときに、我々が今やっている業者さんはどうなのかといふ、その都度検証といふか、コミュニケーションを取りながら、確認をしながらやっています。

今回のその横浜等で起きたものについても、うちのほうのベンダーさんのほうで言わせると、すぐに検証していただきまして、うちのほうではそういうことは起きない仕組みになっているといふこともすぐに報告をいただいておりますので、そういったやり取りの中で安全性を確認したいと思います。我々の日々の交付あるいは申請をする事務の中では、そういった間違いが起きないように、そういったシステムの中に正当な情報がちゃんと盛り込まれるようなところには心血を注いでいるつもりであります。なので、事件が起きてしまっただけでは遅いものも多々あるのですけれども、やはりその辺についてはなるべく迅速に対応できるように日々確認しながら事務をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） 私が言いたいのは、要するにそういう事件、事故が起きて、どうしてもそれを使うしかないとなってしまうたら、やはりこれは行政の大きな責任だと思うのです。ただ、例えば保険証も使えるよと、心配な方はこちら使ってくださいという、住民票を取りたいときには、こういったような間違いもリスクはあるのだよということを知らせながらやるべきだと思うし、はっきり言ってブラックボックスの中なわけでしょう。もう要するに町の職員の人で、これが原因なのだというようなことを分かるような人っていないと思うのです。それで、そういうようなものに全てを委ねてしまうというのは、非常に危険だと。だから、住民の皆さんの選択肢は残しておいてほしいというふうに思うのです。

ですから、この健康保険証も廃止するというふうに政府は言っていますが、そんなになっ  
てしまったら、本当に間違った情報がいたり、そして様々なことが本当にこんなこと、単純なミスが起きてしまうぐらいの程度のシステムなのだというふうに思うのですけれども、そのことを  
やっぱり行政としてもよく認識しながら、住民の皆さんにもこのリスクをやはり話すべきだし、そ  
ういったようなことを間違えないようにするけれども、万々が一そういうこともあるのだというこ  
とをやっぱり徹底するべきではないかなというふうに思うのです。そこは、ですから私がお願いし  
たいのは、ぜひ選択肢としては、健康保険証は国がやめると言うからどうなのか分かりませんが  
でも、そういったようなことや、そして住民票を取る上でも住民の方がやはりカードを持っていな  
くても大丈夫ですよというふうにやっていくのがやっぱり行政だというふうに思うのですけれど  
も、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

確かにシステム、コンピューターによるものに依存度が高くなり過ぎて、こちら側が盲目になっ  
てしまう危険度というのは感じております。それを感じているというか、常にそのところは感じ  
ながら、自分たちの感覚の中に持っていなければいけないものだと思っております。ですから、100%  
信頼してやるということだけではなくて、常に何かあったときにはどう対応するのかとか、そうい  
うことを考えながらやっていかなければいけないというのは一面あると思います。

また、現在このマイナンバーカードについては、いろいろ利便性が悪いとか、使える範囲が少な  
いとかというご意見の中で、これからそのマイナンバーカードについてのいろんな利用範囲を広げ  
ていくという国の方針だと思います。その中で、私も4月まではほかの課にいて、こういった動き  
なのかなというのは薄々注目はしていたのですけれども、実際に町民の担当になってみると、そこ  
はすごく身にしみて、さらに身を引き締めなければいけないのかなとは感じています。

そんな中で、やはり国のほうのいろんな文書を見ても、スマートフォンありき、カードありきで

はなくて、それが無い人に対してもこれからそれを手当てをしていくような動きもある程度は見えてきていると思うので、その辺のフォローは逆にこちらのほうからも期待をしながら、そこに足りないもので、我々でできるものについては、いろいろアイデアを出しながら、一方的に押しつけるような制度ではないような形で対応ができればいいかなと思っているのですが、その辺のところについてはまだ具体的な先行きが見えていないので、今後その辺にも注目をしながら事務をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。ぜひこれからだと思うのですがけれども、私たちが一緒に本当にどんな方でも例えば健康保険証を持って医者にかかれるとか、住民票を取れるとかいうふうに多様性のある対応をしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

上野議員、質疑をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

印鑑登録証明書がコンビニでも交付できるというところで、どんどん便利になっていくということなのですが、窓口交付との釣合いについてお聞きしたいと思います。現在、役場の入り口にある窓口のところでは、申請書を書いて、本人であるか、代理であるかを印をつけてというところだと思います。そして、免許証を出して本人確認して、印鑑証明書が取れる。カードも要るのですよね。という流れなのですが、このスマートフォンを利用して、コンビニの多機能交付機で取れるというところであると、スマートフォンさえあれば、たとえ本人でなくても取れてしまう。そして、本人であるか、代理であったのかという記録さえも誰も確認する方がいないという状態だと思います。

一方で、このスマートフォン、コンビニを利用するの便利さが進む一方で、窓口だけがこれだけの手順を置くとなると、どこにその本人確認のポイントを置いているのかというのがずれてくるのではないかなと思います。コンビニだけがどんどん便利になっていって、スマートフォンさえ持っていれば印鑑証明書が取れるという状態で、窓口に行くと、何段階もの確認事項を経なければならぬ。こういうところの差というものの釣合いをどう考えているのか、お聞きします。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

スマートフォンを使って、あるいはマイナンバーカードを使ってコンビニで各種の証明書を取るというのは、それがあればすぐ取れるわけではなくて、もちろん暗証番号やなんかも必要になってきます。落ちているものをそのまま使えるというような安易なものではないとご理解いただきたいと思います。

そして、窓口でも同じなのですけれども、印鑑証明登録カードを持ってきていただいて証明を受ける際も誰でもということではなくて、やはりそれはあくまでもそのカードによって印鑑証明書が出るものですから、その管理はしっかり個人にさせていただいて、安易に他人に渡したりしないよというところは、これまでと同様で、スマートフォンにその機能は載ったといっても、そこら辺の対応については同じことになります。なので、ただ個人の確認について、スマートフォンであれば窓口に来るよりも簡易にできるという、そういう点ではありますけれども、その個人認証については同じ形でできるので、あくまでもカードの管理と同じようにスマートフォンあるいはマイナンバーカードの管理はしていただく必要があるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。例えば家族が利用したい、そういうことになったら、そんなに差異はないかもしれないのですけれども、例えば悪用するというようなことを考えたときに、スマートフォンさえあれば、そして暗証番号一つ覚えていれば、コンビニ交付機で例えば印鑑証明書が取れる可能性が出てくると。ですが、窓口に行った場合というのは、仮に悪用しようという意図で行った場合、まず本人か代理かをチェックされる。そして、カードも持っていないといけない。カードとは別に本人確認、例えば運転免許証も持っていないといけない。何重かのチェックが入ると思うのです。そここのところの釣合い、そして逆に便利さを求める人は、窓口交付のほうの手続の煩雑さというようなものを感じてくるのではないかなと思うのです。一方が便利にどんどんなっていくやり方を取りつつも、窓口交付のほうは手順的にはそのままの予定で、何も改変する予定はないかと思うのですけれども、その辺の一方だけが進んで、一方はやり方を変えないというところについての整合性についてをお伺いします。

このように印鑑登録証明書が簡単に取れるようになる一方で、窓口については今の書式の様式ややり方というのを変える意図はないでしょうか。変える予定はないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

今のところ事務の内容が特に窓口の内容で変わる予定はございません。スマートフォンということで、かなり安易に使えるのではないかという印象をお受けのようなのですけれども、現在滑川町には自動交付機が設置されております。こちらについてもカードと暗証番号でもって簡単にといい

ますか、窓口に来なくても証明が取れるような制度になっております。これにイメージ的にはスマートフォンを使っただけであれば、さらに全国のコンビニで使えるようになりますよというイメージで考えていただきたいと思いますとおるのですが、印鑑証明については、それほど皆さんご利用する機会がそう頻繁にあるわけではないと思いますので、もしそういったご心配があれば、やはり今までどおりカードで窓口で申請していただくという形でもって、安易に物が取れるという考え方よりも、その人の必要度に応じて便利な方法を得ることができる。ただし、そちらのカードなり、スマートフォンの管理は個人情報としてしっかりやっただけかなければならないのかなという、そういったリスクもある程度は背負っていただくという形で考えていただければいいのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。カード交付機でもカードさえあれば取れるという状態である。そして、交付機、コンビニでも取れる。でも、窓口では何重もの手順を取らなければいけない。この辺が足並みのある程度そろえて考えていく必要があるのではないかなと思ったので、お聞きしました。

そして、マイナンバーカードや、このような移動端末設備というところでののですけれども、ここ、マイナンバーカードに情報が一元化していくというところで、例えば介護施設、保育園なんかでもそうなのですけれども、健康保険証を預かったりだとかというシーンが出てくる場合もあります。そういうときに健康保険証であれば、病院関係にしか使えなかったと思うのですけれども、マイナンバーカードになるということで、印鑑証明書等を、そういう手続系に必要な公的な証明書まで取れてしまうというのは、ある意味で怖いことなのではないかなと思います。

確かに印鑑登録証明書、印鑑登録証明をつくる人自体が全町民ではないので、利用者は少ないかと思うのですけれども、やっぱり何千万円、大きな取引や金額を大きく動かすときに印鑑登録証明書って必ず必要になってくるかと思えます。なので、健康保険証等とはまた別の意味で悪用ということについて、その辺はまた別の意味で大きく考えなければいけないのではないかなと思います。なので、窓口のやり方ぐらい慎重さがあっていいものなのではないかなと私は思っている面もあります。ただ、釣合いというところで、窓口だけ何でこんなに面倒くさいのだろうという思いを取りに行くということもあるので、その辺はやはり取る方法によってあまりにも手順やセキュリティーが違うというところは考えていかなければいけないのではないかなと思います。

質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） なしと認めます。

これより議案第38号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第14、議案第39号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第39号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第39号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度滑川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,680万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,880万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月9日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。3枚おめくりいただき、6ページを御覧ください。

初めに、歳入予算について申し上げます。款15国庫支出金でございますが、令和5年度についても新型コロナワクチン接種事業に係る予算を今回の補正予算にて追加で計上させていただきたい

め、本事業の執行に係る国庫支出金を見込んでおります。新型コロナワクチン事業については、国庫負担金及び国庫補助金のそれぞれの国庫支出金がございますが、項1国庫負担金については、目3衛生費国庫負担金として、新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金に4,378万円、また項2国庫補助金について、上から3段目の目3衛生費国庫補助金として、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金に2,069万6,000円を見込み、これらの金額は6,447万6,000円となっております。

次に、少し戻りますが、目1総務費国庫補助金でございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に9,232万4,000円を計上させていただいております。本交付金については、コロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として交付されるものであり、本町においては本交付金を活用し、中小企業者等への事業者支援金事業や、低所得世帯及び高齢者世帯への生活者支援のための事業を実施させていただきたいと考えております。詳細につきましては、後ほど歳出予算についてご説明申し上げますが、これらの事業実施に伴う国庫補助金でございます。

次に、目2民生費国庫補助金ですが、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業補助金に979万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫補助金分と、あわせて本事業に関連し、県補助金もございますので、その下の段の款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金に新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に21万6,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。7ページを御覧ください。初めに、款2総務費でございます。項1総務管理費、目2文書広報費でございますが、節11役務費に広告料を3万1,000円計上させていただきました。こちらについては、災害時相互支援協定を締結している宮城県松島町において、本年度町制施行95周年を迎えるに当たり、宮城県を中心に発刊されている地方誌「河北新報」において、そのお祝いのための広告を掲載したいため、計上させていただく予算でございます。

次に、款3民生費でございます。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、こちらについては、臨時交付金を活用し、低所得世帯に対しての給付金事業を実施する関連予算でございます。主なものといたしましては、節11役務費に事業の実施に伴う文書の郵送料等の経費といたしまして、合計50万円を計上させていただいたほか、節12委託料にシステム改修やアウトソーシングのための委託料といたしまして、合計120万円を計上しております。また、節19扶助費については、価格高騰重点支援給付金といたしまして、4,500万円を計上させていただきました。本給付金事業につきましては、低所得者世帯を対象といたしまして、令和5年度非課税世帯の方に1世帯当たり3万円を給付する事業でございます。対象世帯数については、1,500世帯を見込み、合計4,500万円の積算でございます。

次に、項2児童福祉費でございます。目1児童福祉総務費でございますが、こちらについては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に関する補正予算でございます。本事業については、食料費の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、生活支援を行うものでございます。低所得の独り親世帯分の給付事務については、埼玉県が行いますが、低所得の独り親以外の世帯分については、滑川町が行います。具体的には、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者に対して給付いたしますが、このほか、子育て世帯のうち、直近で収入が減少した家計急変世帯等も対象とさせていただき、支給を予定しております。

補正予算の内容についてご説明申し上げます。7ページ下段から本事業に係る事務費といたしまして、節3職員手当等に時間外勤務手当46万1,000円を計上したほか、節10需用費に合計5万5,000円を計上し、消耗品等を計上させていただきました。

次に、8ページを御覧ください。節11役務費ですが、合計10万6,000円を計上し、通信運搬費として文書の郵送料を8万4,000円、また給付金の口座振込に係る手数料として2万2,000円を計上しております。

次に、節12委託料でございますが、こちらについては事業実施に伴うシステムの改修委託料でございます。38万5,000円を計上しております。また、節19扶助費でございますが、子育て世帯生活支援特別交付金といたしまして、900万円を計上し、積算内訳については、対象児童数180人に対し、1人当たり5万円の積算でございます。

次に、項3老人福祉費でございます。目1老人福祉総務費でございますが、敬老年金に1,165万円を計上しております。こちらについては、臨時交付金を活用し、実施させていただくものでございまして、前年度実施させていただいた事業でもございます。事業の内容につきましては、75歳以上の高齢者に対し、町の単独事業として例年5,000円の敬老祝金の支給を行っておりますが、物価高騰等に伴う高齢者支援対策の一環として、さらに5,000円を追加して支給させていただきたいと考えております。この上乗せ分の5,000円について、臨時交付金を活用することで、今年度も1人当たり合計1万円の支給をさせていただきたいと考えております。

次に、款4衛生費でございます。項1保健衛生費、目2予防費でございますが、こちらについては、新型コロナワクチン接種事業の実施に伴う予算計上でございます。今回のワクチン接種事業に係る補正予算につきましては、令和5年度に予定されている新型コロナワクチン接種の春接種及び秋接種に係る予算の計上でございますが、現時点では春接種について、高齢者の方、医療従事者の方、基礎疾患をお持ちの方の接種を予定しており、秋接種については、一般の方を含めた接種をしており、これに基づき補正予算の積算をさせていただきました。しかしながら、詳細については未確定の部分も多いため、今後の国からの情報等に基づきながら、ワクチン接種事業を進め、今後も必要に応じて予算の補正をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

願い申し上げます。

主な予算についてご説明申し上げますと、節7報償費に新型コロナワクチン個別接種促進事業報償に800万円を計上し、こちらは町内の医療機関において1週間当たり100名以上の接種を4週間以上継続した医療機関に対しまして、促進接種協力金として支給するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。節11役務費ですが、合計470万4,000円を計上し、こちらについては通信運搬費として、予診票の発送に係る郵送料等といたしまして317万4,000円、また手数料として町外の医療機関において接種した場合における国保連合会への手数料として153万円を計上しております。

次に、節12委託料でございますが、主なものといたしましては、予防接種委託料として4,541万円の計上でございます。こちらにつきましては、医療機関において新型コロナワクチン接種をした場合、接種に係る費用といたしまして、医療機関へ支払うための委託料となっております。その他委託料といたしましては、接種券等アウトソーシング業務委託料（追加接種）といたしまして264万円、健康管理システム等改修業務委託料として66万円等を計上しております。

次に、款7商工費でございます。項1商工費、目2商工振興費でございますが、臨時交付金を活用いたしまして、事業者支援金に3,125万円を計上させていただきました。令和4年度も実施した事業でございますが、こちらについては原油価格や物価の高騰対策の一環として、主に燃料費等の高騰の影響を受けている中小企業者や農業者に対しまして支援金を交付するものでございます。給付金額につきましては、中小企業者等は1事業者当たり10万円、売上げ30万円以上の農業者につきましては5万円、売上げ100万円以上の農業者につきましては10万円を予定しております。

続きまして、10ページを御覧ください。款10教育費でございます。教育費については、予算額の増減はございませんが、財源内訳の補正を行うものでございます。具体的には、現在主に教育施設を中心とした公共施設において、光熱費が高騰しております。このことに伴いまして、公共施設の光熱費の一部に臨時交付金を充当させていただきたいと考えております。

今回の補正の内容ですが、令和5年度当初予算におきましては、これらの経費について全額一般財源でございましたが、このうちの一部について臨時交付金を充当させていただきたいため、財源の更正を行います。対象とする施設については、幼稚園、小学校、中学校、図書館、エコミュージアムセンター、総合グラウンド、総合体育館とさせていただき、また電気代の高騰に係る積算方法につきましては、コロナ禍以前として対象施設の令和元年度における電気代の決算額と直近の決算額である令和4年度の電気代の決算額を比較し、その増加分を高騰分とし、このうちの一部について臨時交付金を充当しております。

臨時給付金の充当額について申し上げますと、表中の真ん中特定財源のうち、国庫支出金の欄を御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費につきましては、小学校における電気代の高騰分の一部として137万5,000円を充当、項3中学校費、目1学校管理費につきましては、中学校における

電気代の高騰分の一部として67万5,000円を充当、項4 幼稚園費、目1 幼稚園費につきましては、滑川幼稚園における電気代の高騰分の一部として15万6,000円を充当、11ページに移りますが、項5 社会教育費、目2 文化財保護費につきましては、エコミュージアムセンターにおける電気代の高騰分の一部として12万円を充当、目4 図書館費につきましては、図書館における電気代の高騰分の一部として13万3,000円を充当、項6 保健体育費、目2 体育施設費につきましては、総合グラウンド、総合体育館における電気代の高騰分の一部として25万5,000円を充当しております。

次に、12ページを御覧ください。最後に款14 予備費でございますが、本補正予算については、歳入の超過となりましたので、予備費に463万3,000円を増額させていただいております。

以上、一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

それでは、暫時休憩ということでお願いしたいと思います。

休 憩 （午後 2時21分）

---

再 開 （午後 2時30分）

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、お集まりだということで、若干早いのですが、質疑に入らせていただきます。再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質疑をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

まず、今回の歳入である臨時交付金についてなのですけれども、使い道は主に3つというふうに捉えていいでしょうか。価格高騰重点支援交付金、低所得世帯のため。そして、子育て生活支援特別交付金、子育て世帯のため。そして、敬老年金、それから事業者支援金、そして光熱費高騰のための教育に関する施設についての一般財源から臨時交付金に付け替えというところで、主に5つのことに使っていたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上野議員おっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑をお願いします。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。今まで新型コロナウイルス感染症対応の地方創生

臨時交付金というものの何回かあったかと思うのですけれども、そのときに各自治体へ交付金を決めるための算出根拠、例えば初期の頃はコロナの陽性者が多かったり、少なかったりであったりとか、そういったような算出根拠があったと思います。その算出根拠が今回は何かしらあったのかどうかということ、それから臨時交付金については、用途の指定、何に使っていい、こういうことは適切ではない等の目的の限定のようなものがあつたかと思ひます。その辺についてどのような意味合いを持って臨時交付金というのが交付されているのかということをお教えしてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の拡充ということになっております。まず、推進事業メニューといたしまして、生活者支援、これについては消費の下支えを通じた生活支援となっており、また事業者支援については、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援となっております。説明でも申し上げましたが、まず原油価格高騰対策事業支援金については、新型コロナウイルス、それから燃料費高騰の影響を受けている中小企業及び農業者に対して、1業者10万円、中小企業です。それと売上げ30万円以上の農業者は5万円、売上げ100万円以上の農業者は10万円、それから高齢者支援事業といたしまして、説明でも申し上げましたが、75歳以上の町民には新型コロナの影響で生活が困っているということで、5,000円を上乗せして支給する分、それと公共施設等における光熱費が高騰していることに伴ひまして、その高騰分に係る経費について、光熱費の高騰対策分として充当するもの、それと低所得世帯支援枠分ということで、子育て世帯、まず独り親世帯の生活支援特別給付金、これは児童扶養手当の受給者ということになっております。また、最後にその子育て世帯のその他世帯分としまして、令和4年度の住民税非課税であつて、次に該当する方ということで、高校生のみ養育している方、また令和4年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給している方、もう一つ、コロナの影響を受けて、1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となつた方ということで、この支援金のそれぞれの使い道等が示されておりましたので、これに伴ひまして補正予算を組んだところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問を願ひます。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。今までのところだと、例えば事業であるとか、何かしらの町独自の企画であるとか、そういうものに対してこの臨時交付金を使っていたこともあつたかと思うのですけれども、今回に関しては、もうその臨時交付金の目的、意図として、基本的には事業者や、それから家庭、個人へ対してお金を配っていく、そういう方向性の交付金だつたという理解でいいでしょうか。それ以外にはあまり使えない交付金であつたということではないでしょうか。

うか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上野議員のおっしゃるとおりでございまして、今回のこの臨時交付金については、再三申し上げておりますが、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金ということで来ておりますので、その事業について充当というか、充てさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、それぞれ給付金が各対象者に対してあるかと思うのですけれども、その事務費について伺います。

まず、8ページ、上のほう、子育て世帯生活支援特別給付金900万円というところなのですけれども、これについては歳入のほうだと1,000万円ぐらいあるように思います。システム改修委託料や手数料等で約1割、実質の交付金が9割というところかなと思うのですけれども、その下、敬老年金は現在行っている給付金に対して5,000円を追加するだけというところで、実際の歳入に対して、交付金額に対して、そのまま丸々100%の額が給付に回っている、このような見方でいいかなと思うのですけれども、そのような交付金そのまま満額交付金に、それぞれ町民の方へ回せるお金になった率が高ければ高いほどいいかと思うのですけれども、敬老年金については、そのままの額、一方で多分一番高い子育て世帯のところは1割弱が事務に回っている、その辺のところの割合と、その流れというか、手続上のことというのを説明していただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

子育ての関係の給付金につきましても事務費につきましても、まず扶助費といたしまして、給付費の割合、さらに事務費の割合ということで、交付限度額がまとめて来ております。その割合に応じた上限の範囲内において事務費を計上させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑を願います。

○2番（上野葉月議員） では、県等で決められた予算配分の中で、事務費等の比率が既に決まっています、その中での予算繰りというところで、実質かかるであろう、滑川町でかかるであろう実費から積み上げていったというよりは、比率によって算定したということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上野議員のおっしゃるとおりでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、出し方としては分かったのですが、この臨時交付金という形で町民の方にお金が交付されるものについて、実際に国、県からの補助金、交付金として下りてくる額、それに対して町民に実際に交付されるその実額という価格、そこのところの割合というのは、100%に近ければ近いほど税金の使い方として中間に落ちていくお金がないというところでのいいのかなと思うのですが、それぞれ今、交付金という形ですと4点あったかと思うのですが、大体臨時交付金に対して、実際町民の方に行く給付額というのは何割ぐらいになると見ておられますか。大体でいいので、例えば9割ぐらいであろうとか、交付金そのままの額を例えば敬老年金のように、ほかの手續に乗せていだけで、ほぼそのまま満額が住民の方に交付できるであろうとか、これは恐らく5%ぐらい事務費で取られて、95%ぐらいになるであろうとか、そのような見立てがありましたら教えてください。

○議長（吉野正浩議員） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 2時43分）

---

再 開 （午後 2時44分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

まず、子育て世帯生活支援特別交付金については、実績としまして124名分プラス家計急変分の56名ということで、180名ということで積算をさせていただいております。

また、敬老年金でございますけれども、令和4年度と比較しまして、対象者は増加しております。同人数で積算しますと、現在の対象者2,320人、以上なのでございますけれども、転出ですとか、お亡くなりになるというようなことで、減少のほうも見込んで、大体先ほど申しあげました2,300名弱の人数を見込んで積算をしております。

最後になりますけれども、事業者支援金についてでございますけれども、まず中小事業者等につきましては270事業者、農業者の売上げ30万円以上については15事業者、農業者売上げ100万円以上につきましては30事業者ということで見込み、積算をしております。

以上、答弁といたしますけれども、これが町民の方の何割程度だとか、どのくらいの割合だということにつきましては、申し訳ございませんけれども、積算というか、出しておりません。ご了承いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

ちょっと質問の仕方が悪かったのですけれども、交付金の額、例えば価格高騰重点支援給付金は4,500万円の給付額なのですけれども、臨時交付金自体は4,671万円なので、給付金と交付金の差のところで、恐らく3%ぐらいが事務費に回っているのかな。子育て世帯生活のほうは、先ほど申し上げたとおり、10%ぐらいが事務費に回っているのかな。敬老年金については、ほぼ満額が交付されるのかな。それから、事業者支援金のところでもほぼ満額が交付に回っているのかなというふう読み取れます。このところで事務費の削減というのは、行政上の課題でもあると思いますので、そのような仕組みがどうなっているかというところをお聞きしたかったところであります。

もし分かるようでしたら教えてほしいのですけれども、それぞれ仕組みが先ほど福祉課の方にも答えていただいたように、それぞれ仕組みが違うようなので、行政の中での積算の違いということでしたら、それはそれで結構ですので、では一応もう一度お聞きします。ちょっとそういうはっきり分からないようでしたら、それはそれで結構です。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

大変失礼ながら分かりかねる状況でございます。大変申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑をお願いします。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。このコロナウイルスの臨時交付金というもの、当初とはかなり性質が違ってきているように感じておりました、その中でこういうふうに一度国に上がった税金を国、県、町を通して各町民にそれぞれの審査を経ながら交付していくという仕組みの取り方についてちょっとどうなのかなと疑問に思うところもあったので、質問させていただきました。

次の質問に移ります。新型コロナワクチンの費用について、8ページ、新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金4,378万円等についてなのですけれども、今年もまだこれだけ新型コロナワクチンの費用が下りてくるのだなというところなのですけれども、体制としてどのような体制をつくっていくのか。各クリニックにお願いする個別接種の体制なのか、それともまた集団接種のようなことを考えておられるのかということについて、春と秋、まだ秋のほうは見込みが立っていないと

いうことでしたが、見通しを込めたところでお答えください。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、令和5年度の新型コロナワクチン接種の概要、体制というふうにおっしゃいましたが、説明させていただきます。昨日、5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが2類から5類相当に変更されました。これは季節性インフルエンザなどと同様の取扱いになったということはご存じのとおりです。このことによりまして、既に3月から緩和されていたマスクの着用や自宅待機などの感染予防対策も基本的に自己判断ということになりまして、コロナに伴う医療機関の検査、診察等も一部を除いて有料となっております。しかしながら、新型コロナワクチン接種につきましては、予防接種法上の臨時特例接種ということで、これが令和5年度も継続ということで、令和6年3月末までということで、公費により無料接種が受けられるということで、今回この補正予算が必要になったわけですが、今回のこの新型コロナワクチン接種については、大きく2つという形になっております。先ほど総務課長の説明にもございましたが、まずこれから始まります春接種、令和5年春開始接種というものですが、こちらにつきましては、65歳以上の方、それから基礎疾患を持つ方、また医療従事者等という形でなっております。おおむね対象は4,200人程度と想定しております。これにつきましては、既に4月末に接種券を発送し、現在予約を受付中というところで、接種については来週5月15日を皮切りに各医療機関で開始しますが、ご質問の回答になります。今回の接種では町内の4か所の個人医院及び埼玉森林病院、それから町外の武蔵嵐山病院、この5つの医療機関で接種を実施する予定です。総合体育館で去年まで行っておりました集団接種は、今回は開催する予定がございません。8月末までの3か月間でおおむね対象者に接種ができればといった形で事業を進める予定でございます。

また、秋接種、これ正式名称決まっていなくても、現在接種を受けることができない64歳以下の健常な方を対象だけではないです。5歳以上の2回目接種までを完了した全ての方という形で、対象とする接種を9月から開始するというような方針が国で決定されていますが、詳細は今のところ未定でございます。

今回の補正予算は、この大まかな予定に基づいて組んだものでございます。なので、おおむね対象が1万5,000人程度という形で、この方たちを対象に接種をした場合というような予算になっておりますので、歳入については6,447万6,000円、歳出については6,252万6,000円となっております。これ歳出のほうが若干少ないのですが、これはまだ出納閉鎖前なので、令和4年度の繰越し分を見込んでおりますので、この分を加えて歳出が超過しないような形を考えております。

この大きな2つの接種を進めるという形で、基本的には医療機関、ただし、秋接種の詳細が決まりました時点で、改めて集団接種等が必要かどうかは検討させていただいて、事後の計画を決定し

ていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑をお願いします。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。去年までのような役場の職員もチームをつくって集団接種会場に行くというような体制は取らないということで、そこはコロナ終了に向けてよかったかなと思います。

次の質問です。同じく8ページなのですがけれども、新型コロナワクチン個別接種促進事業報償というところで、医療機関に報償としてお渡しする金額ということなのですが、これは国のほうで決まっている項目と金額なのでしょうか、それとも町独自で決めたものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

この新型コロナワクチン個別接種促進事業報償費というのですが、こちらはご案内のとおり、新設でございます。これにつきましては、5月7日まで、令和4年の秋開始接種というのをやっていたわけなのですが、それまでは県が事務事業としてこの事業を行っておりました。1週間当たり100件以上、4週間連続した医療機関に関しては、1件当たり2,000円、1人接種するごとに2,000円の上乗せをするというような事業、県がやっておりましたが、これが今回国の補助メニューの中に入り、これが町の事務事業として下りてきたという形で、これについては国が決定しているものでございます。

また、この内容の意味でございますが、週100人以上を4週間というのは、実際各医療機関に対して相当負担になります。そのためには新たな人を雇用したり、またその体制をつくるという必要があるものですから、医療機関の負担を考えてこの報償費という事業が設定されているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑をお願いします。

○2番（上野葉月議員） 新型コロナワクチンについての感染予防効果というのは、恐らく今の何回目接種した人が陽性者何人という厚労省が出していた資料から見ると、新型コロナワクチンの効果というのは極めて低い。そして、ここに出してしまった、購入してしまったワクチン、そしてその廃棄量等を見ると、会計検査院もこれについては費用として多額過ぎたということを指摘しています。そして、医療機関がこのコロナ対策による補助金によって不当にお金が入って潤ってしまったのではないかと指摘もかなりされています。その中で、医療機関へのさらなる報償手当、そしてワクチンを促進するような事業に対して町がお金を出していくことというのは、極力私は避けるべきだと思います。そして、コロナワクチンによつての副作用というのは、もう2,000件近く報告

され、そして薬害訴訟とかももう起こされています。恐らくかなり戦後の大きな薬害問題になっていくと思います。それが見えてきている時点で、促進事業と名のつくようなのを町がやっていくというところは私は大きな疑問を持つので、事務事業というところで仕方がないところもあるかと思うのですが、この報償金については、私は疑問を持つというか、反対の項目であります。

私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑をお願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問をよろしくお願ひいたします。

まず、国からの交付金がこれだけ出たということで、よかったとは思いますが、全体、子育てや低所得の方や事業をやられている方など、あと高齢者もそうですが、特定の方というふうになっているわけですが、全体的な支援という、要するに町民全体への支援というふうには考えられなかったのかなという思いがあるのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

今回のこの地方創生臨時交付金については、対象事業ということでメニューのほうが決まっておりますので、それぞれ高齢者、低所得世帯、事業者支援ということで配分をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○5番（阿部弘明議員） 物価高騰というふうになると、全ての住民が影響を受けているわけですが、その辺、今まで例としては水道料金の減額措置だとかというのは取られていたというふうにするのですが、そういったようなお考えはメニューにないのですか、それは。そういうことなのですか。

○議長（吉野正浩議員） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 3時01分）

---

再 開 （午後 3時01分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

推進事業メニューということでございますので、事業者支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援ということになっておりますので、住民の方全員には対象ということにはなっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 国のメニューにないということであれば、これはやはり町でも考えなければいけないのではないかなというふうに思うのです。毎月毎月とんでもない値上げがどんどん、どんどん行われてきているわけで、それに伴う賃金も上がらないし、年金は下がる一方だというような話で、もう買物するのが怖いというような感じになっていきますから、ここはやはり町としてどうするかというのは考える必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

今回の補正は、こういうことで予算のメニューがなっておりました。確かに阿部議員がおっしゃるとおり、今、住民の方々生活苦しいというふうに私も存じております。また、今後町として検討等をいたしまして、例えば水道料金の減免とか、そこら辺も考えていければというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ほかの自治体では、何かこの商品券を、いわゆるそういったようなものを配って生活の足しにしてもらうとかいうような話もあるわけで、ぜひ独自にもやっぱり検討していただきたいなというふうに思います。それは要望であります。ぜひよろしくお願ひいたします。

あと、今回のこの支援金、様々給付されますけれども、子育てや敬老年金や、あと低所得者については、これは申請抜きで自動的に支払われるというふうになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

ご質問の中の子育て支援、さらには重点支援について答弁させていただきます。低所得者に対する重点支援につきましては、今のところご案内のとおり3月に閣議決定がされたまま国からのいろいろな要件、要綱の示しがまだ来ておりませんので、今回交付限度額を参考に予算の要求はさせていただきます。今のところ考えておりますのが、国からも示されております令和5年度の非課税世帯になりますので、6月以降確定いたしますので、その時点で対象者を抽出いたしまして、プッ

シュ式で交付する予定でございます。さらに、子育ての支援につきましては、これは令和4年度に実施いたしました給付と同じ要件となっております。ほぼイコールの対象者となりますので、こちらについては予算成立後、直ちに対象者の抽出を図りながら、5月末から6月初旬には通知をお送りして、1週間ほど、私は給付を受けませんよという意思の方もおられる可能性があるのですが、1週間置いた後、交付の準備に入ることですので、子育ての関係ですと、6月中には1回目の給付ができるかと思えます。こちらもプッシュ式で実施をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

敬老祝金につきましては、75歳以上の方、毎年行っておりますので、申請なしで対象の方には全員支給していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） あと、この事業者、中小業者や農業者への支援金の支給なのですけれども、この前の議会でも要するに対象者が分からないというお話もあったのですけれども、今回も同様の要するにあくまでも申請主義であるということなののでしょうか、それとも何か特別な手当というか、どういうふうにして知らせるかというようなことも含めて教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

基本は申請主義で変わらず行いたいと思っております。ただ、前回の申請に関しては広報、そして商工会経由してさせていただきました。さらに、今年度に関してはLINEというものとか、いろんな皆様、住民の方に知らしめる手段はあると思っておりますので、さらに回覧も含めながら申請をしていきたいと思っております。

それから、今現在考えているところなのですけれども、年度が変わったものですから、基本的には申請は必ずしていただきたいというふうに考えております。一昨年行った申請では、同一年度でしたので、再配分かけたときにはそのままさせていただいたのですけれども、今年度はそういった形で動こうと考えております。

そして、昨年度申請された方に関してなのなのですけれども、基本的には交付決定をされて、事業をされているというのが確認取れていますので、基本はそちらの方々が申請していただければ、交付決定があれば一番簡単だと思うのですけれども、そういった形なるべく簡単な方向を考えていき

たいと思っていますが、今現在ちょっと考えているところなので、お答えのところに関してはこの分ぐらいになってしまって大変申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） お願いしたいのですけれども、この前の申請については、インターネットで調べていかないと届かないのです。要するに申請書まではなかなかいかないという、そんな感じなので、紙で皆さんにちょっとお知らせするというふうにさせていただけないかなと思うのです。要するにネットで文書を取らないとできませんというようなことでは、あまりにもちょっと不親切かなという感じもします。ぜひその辺はお願いしたいというふうに思います。前回、直売所にもとか、様々なところでその紙で置いてもらうというようなことを非常によかったのかなというふうに思いますので、そういったようなことを改めてお願いしておきたいと思います。

次は、コロナの問題なのですけれども、先ほどこっちとあれかなと思うのだけれども、2類から5類に移るというようなことで移ったわけなのですけれども、様々な心配がされているわけなのですけれども、町としてこれからこういったような例えば当然検査をするのも、様々な受診するのみんなお金がかかってしまうというようなことで、受診控えが広がり、要するに感染がさらにまた広がってしまうのではないかなというような心配もされているわけなのですが、要するに自己責任というふうになってしまうのですけれども、そういったような流れがこれからつくられつつあるということになると、本当に町として住民の健康、命を守ることをどう考えたらいいのかというのを考えなければいけないのではないかなと思うのですけれども、その辺はお考え何かありますか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

阿部議員のご心配のとおり、コロナが現在終わったわけではございません。国もマスクとは、もう自己判断でとは言っていますが、別にコロナが終わったとは一言も言っていませんので、今後もコロナを含め、様々な感染症が流行するというような可能性は考えられます。ただ、この感染症につきましても、医療的なケアについては、それぞれ専門の医療機関ですとか、保健所ですとか、そういう部分の対応なしには町単独ではなかなか立ち向かえないというのが実情でございます。その辺につきましても、医師会ですとか、それから保健所、それから厚生労働省も含めていろんなところと情報交換し、そのようなことがあった場合には、迅速に対応できるように今後も研究していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） 以前からお願いして、なかなか進まないのですけれども、町が要するにそ

ういった感染症の対応ができないという実態さえもつかめないというようなことで、本当にいいのかなというふうになんか思っているのです。ここはやはり今もコロナがこうやって大分収束に向かっているような、向かっていないのか、そういったような状況の中で、やはりまたこういったことが起こる可能性もあるし、考える必要があるのではないかなというふうに思うのです。そこはぜひ町単独では難しいかもしれませんが、比企郡の市町村や、また医師会や保健所というようなところとの検討委員会ではないけれども、そういったようなやっぱり最終的にこのコロナはどうなるのか分かりませんが、しかし、やはりどこかできちんとした総括をする必要があるだろうなというふうに思うのです。その上でも町の住民の状況、状態が最後まで分かりませんでしたでは、私はちょっと無責任かなというふうに思うのです。そういったようなことも合わせてぜひちょっと今後の検討課題というか、にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど阿部議員おっしゃいましたが、この感染症につきましては、基本的には国のやること、県のやること、町がやることというのが法律上分類されております。それに基づいてそれぞれ事業を進めているわけですが、感染症法の流行状況、感染者の個人情報等については、町では基本的には入手する手段がございません。これにつきましては、法律の改正等がない限り、町が独自でやるということについては、なかなか難しいかなと考えております。阿部議員のおっしゃることもごもつともですので、これについては正確な情報を皆さんにお知らせするようなことはちょっと難しいかと思っておりますけれども、今後の流れですとか、そういうものについてはそれぞれ情報交換等をしながら対応できればと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） 本当に基礎自治体がかめないというようなこと、やはり今おっしゃったような法律改正も含めて、県の対応も含めてこちら、私たちも要請を強めていきたいなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時18分）

---

再 開 （午後 3時19分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加することに決定しました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第1、発議第1号 滑川町議会広報発行対策特別委員会設置に関する決議（案）の提出についてを議題とします。

提出者の内田敏雄議員に提出議案の説明を求めます。

内田敏雄議員、よろしく申し上げます。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。

発議第3号

令和5年5月9日

滑川町議会議長 吉野正浩 様

提出者 滑川町議会議員 内 田 敏 雄

賛成者 同 上 小 澤 実

賛成者 同 上 瀬 上 邦 久

議会広報発行対策特別委員会設置に関する決議（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

議会広報発行対策特別委員会設置に関する決議

次の要綱に基づき議会広報発行対策特別委員会を設置されたい。

#### 滑川町議会広報発行対策特別委員会設置要綱

##### 1 名 称

「滑川町議会広報発行対策特別委員会」とする。

##### 2 設置の根拠

地方自治法第110条及び滑川町議会委員会条例第5条による。

##### 3 目 的

議会広報発行対策に関する総合的調査

##### 4 委員の定数

委員会の委員の定数は7人とする。

##### 5 この要綱に定めるものの外、委員会に必要な事項は、委員会がこれを定める。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 先ほど私が追加日程第1、発議第1号と申し上げてしまいましたが、3号で訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

ただいま提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） なしと認めます。

これより発議第3号 滑川町議会広報発行対策特別委員会設置に関する決議（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会広報発行対策特別委員の選任及び正副委員長を選任

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第2、滑川町議会広報発行対策特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報発行対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名します。

阿部弘明議員、上野葉月議員、原徹議員、赤沼正副議員、谷嶋稔議員、中西文寿議員、松本幾雄議員、以上7名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7名を議会広報発行対策特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時24分）

---

再 開 （午後 3時24分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

ただいま互選によりまして議会広報発行対策特別委員会正副委員長の選任が決まっておりますので、報告します。

委員長に阿部弘明議員、副委員長に上野葉月議員であります。

以上、報告を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時25分）

---

再 開 （午後 3時26分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加することに決定しました。

---

◎議案第40号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第3、議案第40号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、北堀一廣議員の退場をお願いします。

〔7番 北堀一廣議員退場〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長に提出議案の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の説明をいたします。

議案第40号 滑川町監査委員の選任についてでございますが、現在1名が欠員となっており、北堀一廣議員を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

以上の1議案の追加をお願いいたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第40号 滑川町監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

それでは、北堀一廣議員に入場をお願いします。

〔7番 北堀一廣議員入場〕

○議長（吉野正浩議員） ただいま監査委員に選任同意されました北堀一廣議員にご挨拶をお願いしたいと思います。

北堀議員、よろしくをお願いします。

〔7番 北堀一廣議員登壇〕

○7番（北堀一廣議員） ただいま議員皆さんの同意をいただきまして、大変重責を担うという立場になりました。今後2年間一生懸命務めてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつ議員諸君のご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第4、議会広報発行対策特別委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会広報発行対策特別委員会委員長から、本委員会の運営要綱の規定により、議会広報の発行に関する総合的調査・研究を行うため、任期満了まで閉会中も継続して活動したい旨の申出がありま

した。

お諮りします。委員長から申出のとおり、任期満了まで閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議会広報発行対策特別委員会委員長からの申出のとおり、任期満了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） 以上で、全議案審議、全日程が終了しました。

ここで、大塚町長にご挨拶をお願いいたします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会の閉会に当たりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、令和5年度一般会計補正予算をはじめ、全4案件を慎重審議賜り、原案どおり可決・承認をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

審議の際に、議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては、真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって、適切に対応してまいります。町といたしましても、職員一同が住民福祉の向上に真摯に取り組んでいく決意でございます。

議員各位におかれましては、これから暑い時期を迎えますが、お体には十分ご留意をされ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

---

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 一般選挙後最初の議会であり、人事案件も含めまして盛りだくさんの議案でありましたが、極めて熱心にご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

私も慣れない議会運営でありましたが、皆様方の温かいご協力を賜りまして、第236回滑川町議会臨時会が閉会となるわけですが、ご協力を賜りましたことに対し心から感謝申し上げます。また、厚く御礼申し上げます。大変ご苦勞さまでした。

以上で閉会とします。

（午後 3時33分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年5月9日

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

署名議員